

一般競争入札(最低価格落札方式)に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2023年 10月 20日

独立行政法人情報処理推進機構

件名: 「スマートビルに関するコンソーシアム組成業務支援」に係る一般競争入札(総合評価)

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	契約書(案)	P2	10条3項の解釈について①	10条3項内「前二項」は10条1項、2項を指す一方で、10条1項は請負業務の完了後8条3項の完了の定義に従うと、「当該納入物件が8条による検査に合格した日」の対価の支払いについて定めた文言であり、10条3項但書適用時、請負業務は完全に完了(履行途中の成果のみ存在)しないものと理解しているが、この場合の履行途中までの成果の支払時期はいつになるのか。	支払時期については、本契約書(案)第8条の規定に基づき、第10条によります。	2023年 10月 20日
2	契約書(案)	P2	10条3項の解釈について②	10条3項には、当該履行途中までの成果のうち本契約の目的の部分的達成に現実かつ直接に寄与する部分がある場合は～とあるが、寄与する部分があるか否かの決定方法を規定している条項があればその条項を教えてください。 規定していないため、第20条協議で決める建付けであれば、その旨を教えてください。	寄与する部分があるか否かの決定方法については、本契約書(案)に規定していないため、第20条によります。	2023年 10月 20日
3	全体的	全体	共同提案時に必要な追加手続きについて	本件には約款原案作成・定款原案作成業務が含まれており、弊社が主体となると非弁行為に該当する可能性があるため、弁護士事務所との共同提案JV型、貴機構とのやり取りに関して弊社に代表権限がある形)を検討している。その際、下記点について確認いただくことは可能か。 ①入札書・委任状の名義は弊社名義のみで問題ないか ②仕様書もしくは契約書の文言にて、受	本契約書(案)は共同提案時に必要な追加手続きを想定しておりません。 本業務に於ける約款・定款の適法性・有効性に関しては、あくまで「原案」としての扱であり、仕様書に記載の通り「IPAに対し説明し、合意を得ること。」のみで、その法的な立証責任は求めていません。 また、2社以上の連名による共同提案では、入札できません。	2023年 10月 20日

				<p>託者と弁護士事務所の業務分担を明記することは可能か</p> <p>③組織の経験・能力等、入札において必須となる要件もしくはくみんマーク等の加点要件は、弊社が満たしていれば問題ないか</p>	<p>非弁行為(弁護士法72条)に係る点については、本契約書(案)第2条に従い、弁護士事務所等に業務委託することは可能です。なお、共同企業体として、入札説明書 P.1「2. 競争参加資格」(3)を有しており、それ以外の競争参加資格の要件を全て満たす者であれば入札可能です。</p>	
4	V. 評価項目一覧	P4	1. 2. 2 ビジョンの定義	<p>5点項目として、『「事業計画案を実施するために適切な法人形態を検討し、IPAに提案すること。』の道筋や検討すべき事項が整理されており、それに対する業務の実施方針が工程に沿って記載されているか。』と記載があるが、「1.2.3法人形態の検討」にも同様の文言が存在している。</p> <p>こちらは誤植か誤植の場合、この5点分の取り扱いはどのようになるか、教えてください。</p>	<p>ご指摘の通り、評価項目一覧中の「1.2.2ビジョンの定義」の3番目の必須項目と「1.2.3法人形態の検討」の1番目の必須評価項目が重複していました。</p> <p>従い、「1.2.2ビジョンの定義」の3番目の必須項目は評価の如何に関わらず5点を付与するものとし、この要件は「1.2.3法人形態の検討」の1番目の必須項目にて評価するものとします。</p>	2023年 10月 20日
5	V. 評価項目一覧	P11	3. 1 業務従事者の経験	<p>10点項目として、「業務従業者個人としても、組織に求めている機能や役割を高めるための資格や能力・知識を有していることが記載されているか。」と記載があるが、「3.2業務従事者の能力」にも同様の文言が存在している。</p> <p>こちらは誤植か誤植の場合、この10点分の取り扱いはどのようになるか、教えてください。</p>	<p>評価項目一覧中の「3.1業務従事者の経験」と「3.2業務従事者の能力」に関し、経験と能力は不可分な性質を有しているため、文言として同一表現をとっております。</p> <p>評価に際しては、各々の項目を評価することとし、「3.1業務従事者の経験」では組織に求めている機能や役割を高めるための業務従事者の経験値・実績値を示す記載内容を評価対象とし、一方「3.2業務従事者の能力」では組織に求めている機能や役割を高めるための資格や能力を有していることの記載内容を評価対象とします。従い、経験と能力の双方の記載があれば、どちらも評価対象とします。</p>	2023年 10月 20日